

岡山市水道局指名停止基準における指名停止期間等の算定基準

最新改正 令和8年4月1日

岡山市水道局指名停止基準別表（以下「別表」という。）に掲げる指名停止期間等については、次の基準に基づき算定するものとする。

1 期間算定の原則

別表に掲げる指名停止期間のうち最短期間及び最長期間が定められているもの（別表4の項に係るものを除く。）については、最短期間とする。ただし、指名停止期間の終期から2年以内に、再び指名停止する場合は、当該2年間における指名停止回数（別表4の項に係るものを除く。）が2回目の場合は最長期間の4分の2（1月未満の端数が生じたときは、これを切り上げるものとする。以下同じ。）の期間、3回目の場合は4分の3の期間とし、4回目以降の場合は最長期間とする。

2 反社会的行為

- (1) 別表10の項に該当する場合において、当該事由が県外において発生したものであるときについては、前項の規定にかかわらず、最短期間及び最長期間の2分の1を最短期間及び最長期間とみなして、前項の規定を適用するものとする。
- (2) 別表10の項イ及びウに定める管理的地位にある者及び一般職員（日々雇用者を除く。）においては、原則として業務に関しない個人的な行為である場合を除くものとする。

3 期間の加算

- (1) 指名停止事由となった事案について、当該有資格者名簿登載者の過失が大きい場合、悪質である場合又は重大な結果を生じさせるなど社会的反響が大きいと認められる場合は、その程度に応じ、当該最長期間を限度として、第1項の規定に基づき算定した期間に1月単位で加算するものとする。
- (2) 別表4の項から10の項までのいずれかに該当する事案が発生した場合に、正当な理由なく報告を怠ったとき、又は報告を求められたにもかかわらず期限までに報告しなかったときは、事案発生からの期間に応じ、第1項の規定に基づき算定した期間に1月単位で加算するものとする。

4 期間の減算及び注意措置

- (1) 指名停止事由となった事案について、当該有資格者名簿登載者の責任が軽微である場合又は、当局が事案の発生を知らない時点で自主申告したときなど情状酌量すべき事由があると認められる場合は、その程度に応じ、第1項の規定に基づき算定した期間から1月単位で減算するものとする。
- (2) 当該有資格者名簿登載者の責任を問うことができないなどの特別な事情が認められるときは、文書又は口頭注意とする。

5 安全管理等の不適切の適用

- (1) 別表4の項(1)ア・イを適用する際の基準は、次のとおりとする。

ア 多数の死者を生じさせたときは、公衆の場合は4月、工事関係者の場合は3月をそれぞれ基準とし、社会的反響、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算又は減算するものとする。

イ 死亡事故及び多数の負傷者を生じさせたときは、公衆の場合は3月、工事関係者の場合は2月をそれぞれ基準とし、負傷の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算又は減算するものとする。

ウ 負傷者を生じさせたときは、公衆の場合は2月、工事関係者の場合は1月をそれぞれ基準とし、負傷の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算又は減算するものとする。ただし、負傷の程度又は責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。

エ ガス管の事故の場合はすべての事故を対象とし、1月を基準に、被害の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算するものとする。ただし、現場周辺世帯への影響又は責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。

オ 電気、水道、電話の事故の場合は事故による影響が100世帯以上に及ぶような重大事故を対象とし、1月を基準に、被害の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算するものとする。ただし、責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。なお、給水装置工事に係る水道の事故については、管理者が別に基準を定めるものとする。

カ 上記エ、オ以外の場合で、安全管理等の不適切により重大な事故につながるお

それがあつたときは、1月を基準に、被害の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算するものとする。ただし、責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。

(2) 別表4の項(2)を適用する際の基準は、次のとおりとする。

ア 多数の死者を生じさせたときは、公衆の場合は3月、工事関係者の場合は2月をそれぞれ基準とし、社会的反響、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算又は減算するものとする。

イ 死亡事故及び多数の負傷者を生じさせたときは、公衆の場合は2月、工事関係者の場合は1月をそれぞれ基準とし、負傷の程度、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算又は減算するものとする。ただし、責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。

ウ 公衆に損害を与えたときは、1月を基準に、責任の度合い等を考慮して1月単位で加算するものとする。ただし、責任の度合いが軽微である場合には、文書による厳重注意とすることができるものとする。

エ 安全管理の措置が不適切であり、かつ、当該事故が重大であると認められるのは、原則として当該工事等の現場代理人等が刑法(明治40年法律第45号)等の違反の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたことを知った場合とする。

オ 上記アからエ以外の場合は、文書又は口頭による厳重注意とする。ただし、官公庁発注の工事等で負傷者を生じさせた場合において、特に必要があると認めるときは、1月を基準として指名停止することができるものとする。

カ 上記アからオまでの指名停止期間の算定に際しては、発注者の措置を参考にするものとし、原則として、発注者の行う指名停止の期間を超えない範囲内で指名停止期間を算定する。

6 関係法令違反

(1) 別表5の項(2)に規定する行政処分のうち、建設業法上の監督処分については、原則として営業停止処分及び県内業者(岡山県内に主たる営業所を有する者)又は県内で発生した事案に係る指示処分を対象とする。ただし、事案の軽重によ

って、県外業者（県内業者以外の者）又は県外で発生した事案に係る指示処分を含むものとし、その指名停止期間は、第1項の規定に基づき算定した期間の2分の1を基準とし第3項及び第4項の規定に基づいて、算定する。

(2) 建設業法上の監督処分以外の行政処分については、原則として資格取消処分及び停止処分を対象とする。ただし、事案の軽重によって、その他の行政処分を含むものとし、その指名停止期間の算定方法は、前号に準ずるものとする。

(3) 第1項及び前号の規定にかかわらず、食中毒による営業停止処分等軽微な事案に対する行政処分に係る指名停止期間については、1月を基準とし、次の各号に掲げる場合に応じて、当該各号に掲げるとおり加算・減算するものとする。

ア 有資格者名簿登載者の過失が大きい場合、悪質である場合又は重大な結果を生じさせるなど社会的反響が大きいと認められる場合 その程度に応じ、別表5の項(2)に規定する最長期間を限度として、1月単位で加算するものとする。

イ 正当な理由なく報告を怠ったとき、又は報告を求められたにもかかわらず期限までに報告しなかったとき 事案発生からの期間に応じ、1月単位で加算するものとする。

ウ 当該有資格者名簿登載者の責任を問うことができないなどの特別の事情が認められるとき 文書又は口頭注意とする。

7 独占禁止法違反，談合等

(1) 別表7の項に該当する場合において、同時発表の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反の事案数については、排除命令等の件数に関わらず、1事案とみなす。ただし、排除命令等の件数が複数の場合は、加重事由があるとして2件目以降について1月単位で指名停止期間の加算を行う。

(2) 独占禁止法に定める課徴金減免制度が適用され、その事実が公表されたときの指名停止期間は、第1項、第3項、第4項及び前号の規定に基づき算定した期間の2分の1とする。

8 贈賄等

別表第 8 の項(2)に規定する他の公共機関の職員とは、刑法第 7 条第 1 項に定める国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいうものであり、特別法上公務員とみなされる場合を含み、更に私人ではあっても、その職務が公共性を持つため、特別法でその収賄罪の処罰を規定している場合の当該私人を含むものとする。

9 不正又は不誠実な行為

別表 1 2 の項（1 3）に該当する事案に係る指名停止については、職員が制止をしたにもかかわらず、引き続き同様に質問を行った場合に適用する。